

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年7月29日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 東京労働局労働基準部 |
| | 安全課長 小嶋 三喜雄 主任安全専門官 飯塚 直樹 電話 03(3512)1615 |
| 担 当 | 監督課長 瀬戸 邦央 監察監督官 岡崎 文武 電話 03(3512)1612 |

「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」の実施結果について ～ 8割を超える現場で死亡災害を発生させない旨の決意表明を実施 ～

東京労働局（局長 辻田博）は「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」（6月1日から7月31日まで）の一環として、6月末までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめましたので公表します。（別紙参照）

東京労働局では、引き続き、死亡災害の撲滅を図るため、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。

【結果の概要】

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1 指導現場数 | 721 現場 |
| 2 違反があった現場数 | 494 現場（68.5%） |
| 3 主な労働安全衛生法違反事項（違反があった現場数に占める割合） | |
| 元請事業者の安全衛生管理面 | 394 現場（79.8%） |
| 墜落・転落防止 | 287 現場（58.1%） |
| 4 労働災害防止に向けた現場の取組状況 | |
| 「死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明の実施」 | 600 現場（83.2%） |
| うち発信方法は「朝礼にて周知」が最多 | 415 現場（69.2%） |
| 安全衛生管理活動活性化について、特に重要と考えていること | |
| 「作業計画や手順書の作成・確認」が最多 | 269 現場（37.3%） |
| 安全衛生教育で特に重要と考えていること | |
| 「現場内の安全ルール周知」が最多 | 424 現場（58.8%） |

添付資料

別紙 東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施結果

参考 1 東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱

参考 2 令和 4 年度労働災害発生状況（建設業、6 月末時点）

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、68.5%（494 現場）であり、違反があった 494 現場のうち、13.8%である 68 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

| | 建築 | 土木 | 解体 | その他 | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 指導現場数 | 646 | 13 | 20 | 42 | 721 |
| 法令違反現場数 | 463 | 5 | 10 | 16 | 494 |
| 違反率 | 71.7% | 38.5% | 50.0% | 38.1% | 68.5% |
| 作業停止等命令現場数 | 66 | 0 | 1 | 1 | 68 |
| 法令違反現場数に対する割合 | 14.3% | 0.0% | 10.0% | 6.3% | 13.8% |

(2) 違反事項別の違反率等

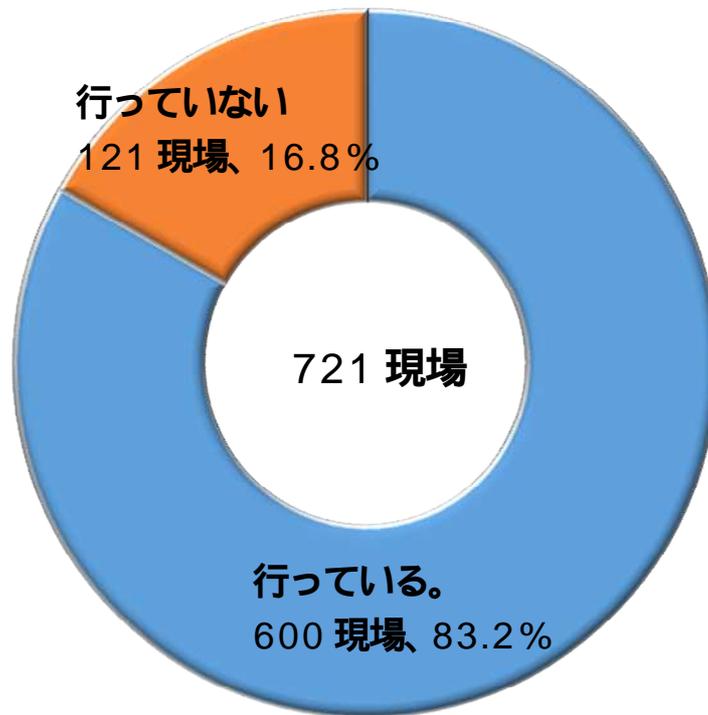
違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が 79.8%（394 現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が 58.1%（287 現場）であった。

| 違反事項 | 違反現場数 (全体 494 現場) | 主な内容 |
|--|--|---|
| 【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係 | 394 現場 (79.8%) | ・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第 29 条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第 31 条） |
| 【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係 | 287 現場 (58.1%) うち手すり・さん等がなかった現場・・・142 現場 | ・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第 518 条） ・足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第 563 条、第 655 条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条） |
| 【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係 | 74 現場 (15.0%) | ・組立図の未作成（安衛則第 240 条） ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第 242 条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第 245 条） |
| 【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係 | 15 現場 (3.0%) | ・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第 66 条の 2） ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施（クレーン則第 74 条の 2） |
| 【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係 | 17 現場 (3.4%) | ・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第 155 条） ・転倒・転落防止措置の未実施（安衛則 157 条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第 158 条） |
| 【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係 | 12 現場 (2.4%) | ・研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第 27 条） |

「安衛法」・・・労働安全衛生法、「安衛則」・・・労働安全衛生規則、「粉じん則」・・・粉じん障害防止規則、「クレーン則」・・・クレーン等安全規則

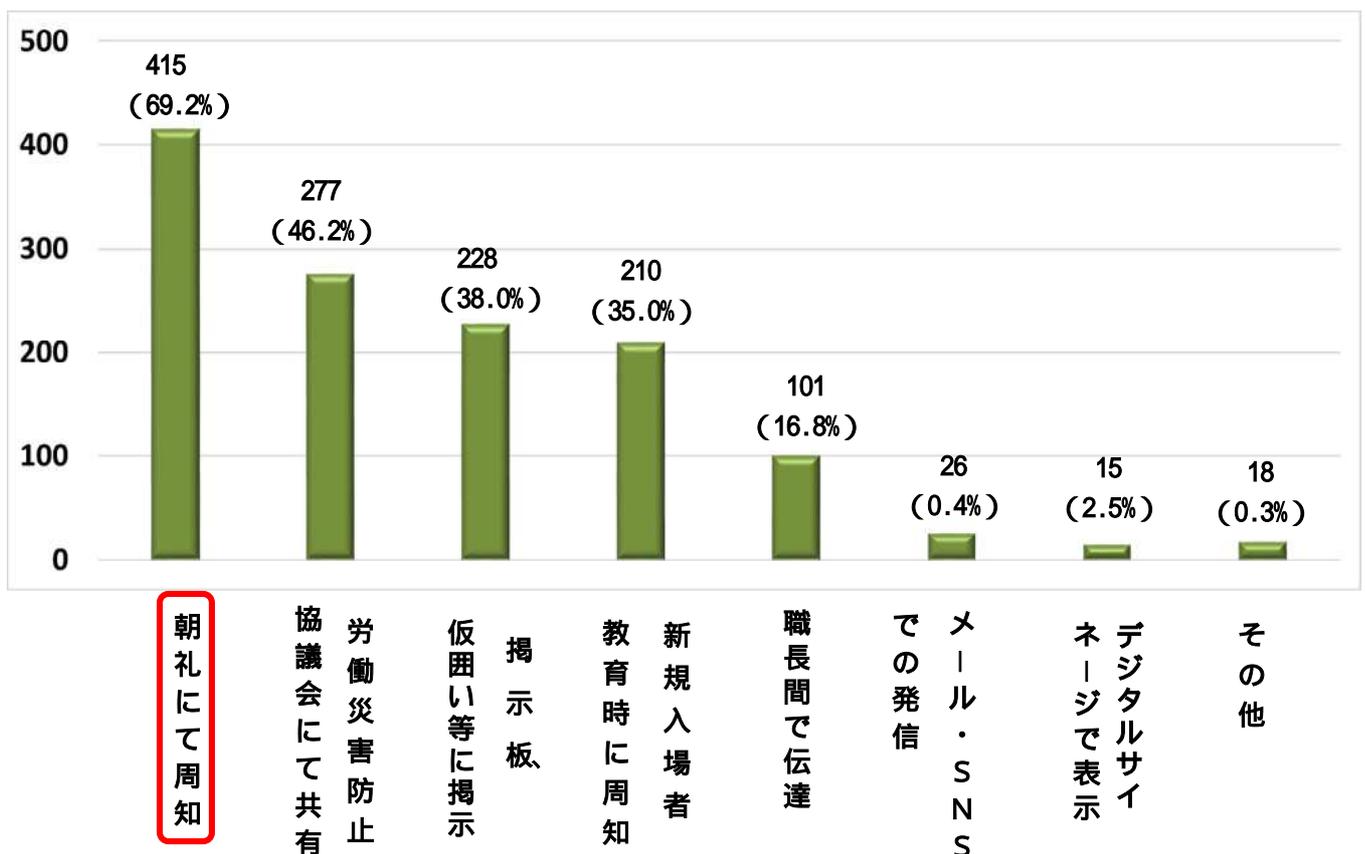
2. 労働災害防止に向けた現場の取組状況

(1) 「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っているか
8割以上の建設現場で、決意表明を行っていた。



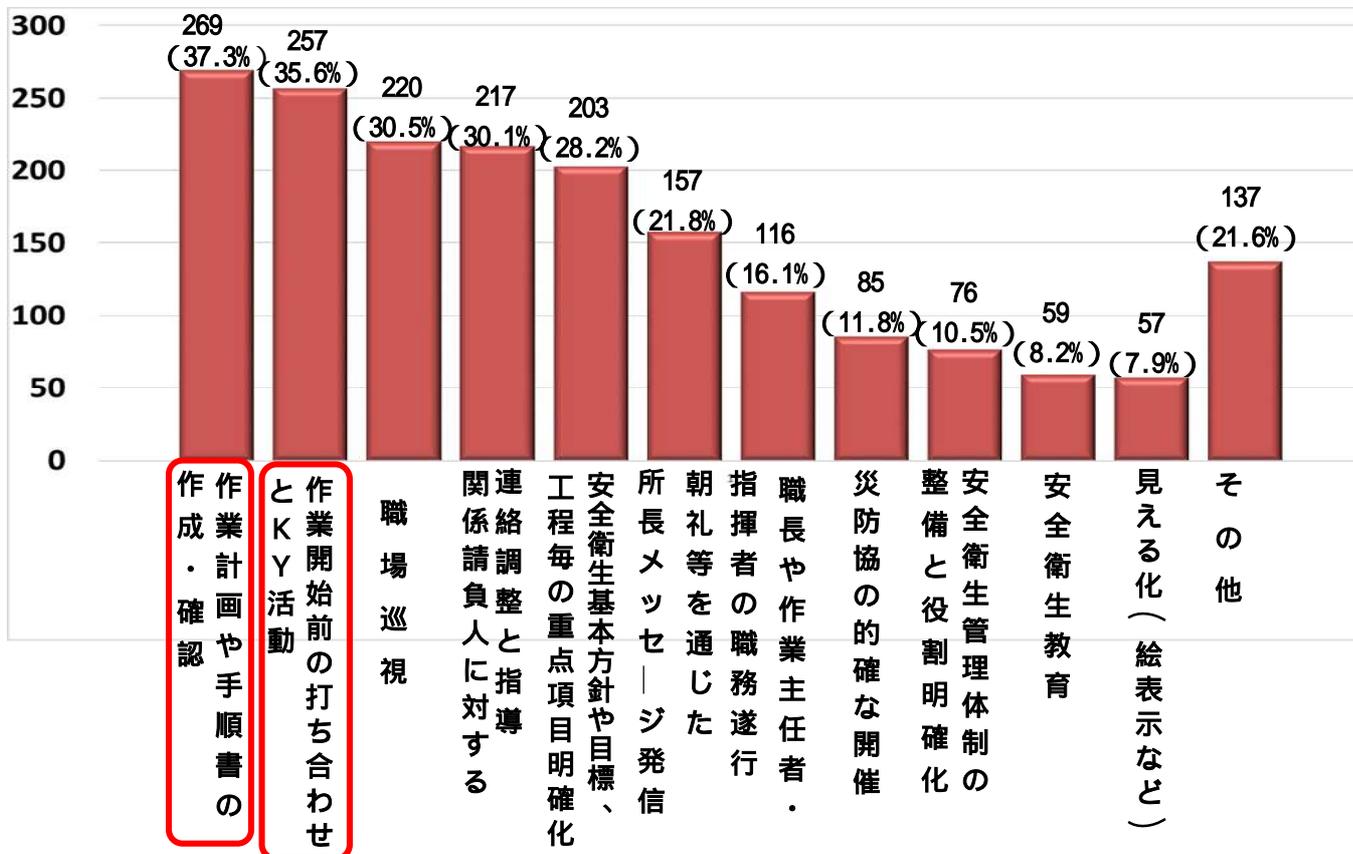
(2) 「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っていた場合に
現場全体でどのように発信しているか（複数回答）

決意表明の発信で上位を占めたのは「朝礼にて周知」が415現場（69.2%）、
次いで、「労働災害防止協議会にて共有」が277現場（46.2%）であった。



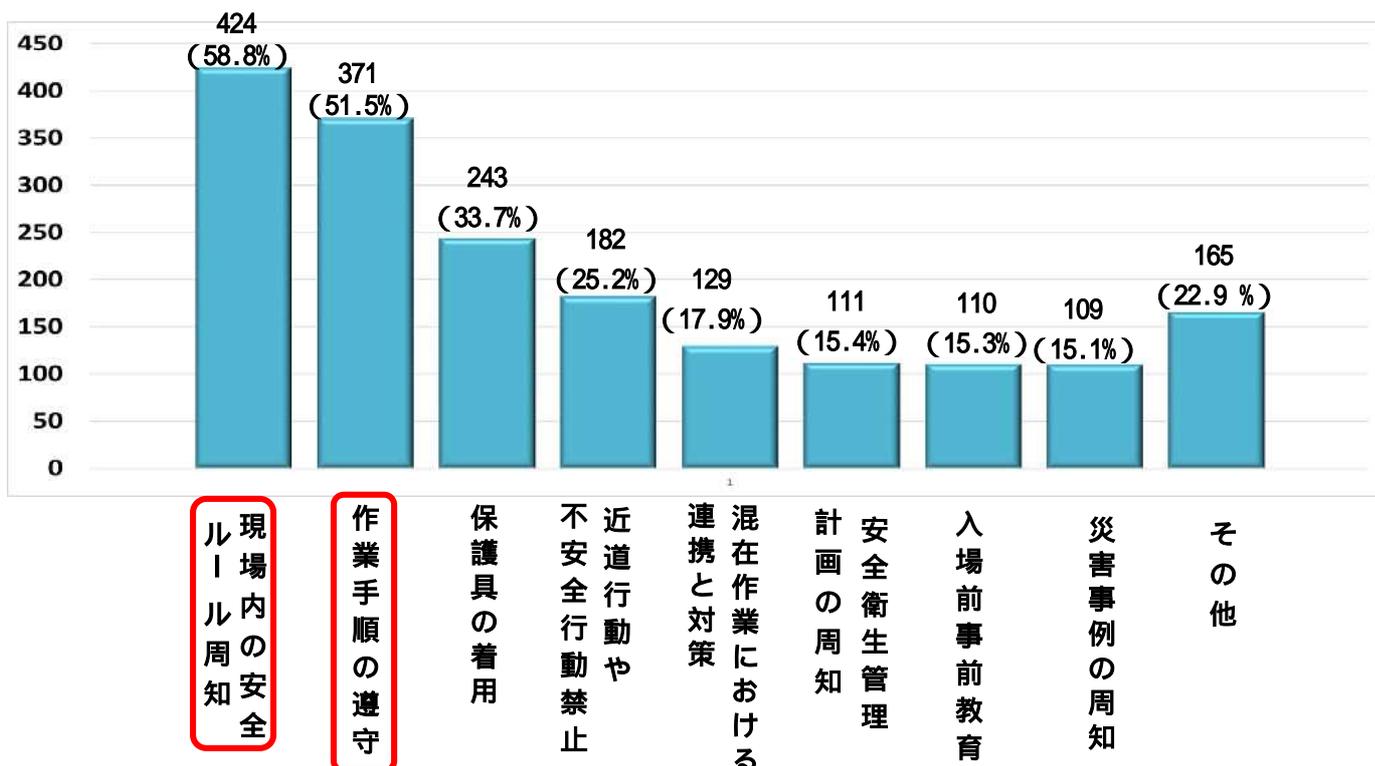
(3) 安全衛生管理活動の活性化で、特に重要と考えていることは何か (複数回答)

上位を占めたのは、「作業計画や手順書の作成・確認」269現場(37.3%)
次いで「作業開始前の打ち合わせとKY活動」257現場(35.6%)であった。



(4) 安全衛生教育で、特に重要と考えていることは何か (複数回答)

上位を占めたのは、「現場内の安全ルール周知」が424現場(58.8%) 次いで「作業手順の遵守」が371現場(51.5%)であった。





東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱

1 趣旨・目的

令和4年の東京労働局管内における建設業の死亡者数は、5月18日時点で13人と前年同期（12人）に比べ1人増加しており、この状況が続くと第13次東京労働局労働災害防止計画の建設業における数値目標（死亡者数23人以下）の達成が困難であると危惧される。

内訳をみると、死亡者数全体の約7割が墜落・転落によるものであり、墜落制止用器具の未使用等、基本的な災害防止対策が十分に講じられていない状況が認められる。

このことから、当局では「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」を設定し、現場指導等の強化を図るとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、建設事業者に対して現場パトロールの強化要請の実施など、建設業における死亡災害の撲滅を図るため、各種の取組を行うこととする。

2 取組期間

令和4年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」の実施についての発信
- (2) 建設業労働災害防止協会東京支部等関係団体、発注者、大手建設事業者に対する死亡災害撲滅を目的としたパトロール強化の要請（局）
- (3) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (4) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による安全衛生管理確認パトロールの実施
- (5) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (6) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」を会員事業者、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

（１）「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」の関係労働者等への周知

（２）店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）

（３）施工現場に対する統括管理の強化等

死亡災害を発生させない旨の現場管理者による決意表明、発信

安全衛生管理活動の強化（巡視の励行と安全総点検、計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前KY活動の的確な実施、熱中症予防対策の徹底など）

墜落・転落防止対策の徹底（高所作業自体が少なく済む工法の採用、有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底、足場における墜落防止措置及び点検の的確な実施など）

新規入場者等に対する安全衛生教育の強化（危険意識の向上、不安全行動の禁止、安全な作業手順の遵守と理解度の確認など）

6 その他

東京労働局では、上記取組期間の実績等結果について公表を行う。

令和 4 年労働災害発生状況（6 月末日時点速報値 東京・建設業）

1 死亡災害発生状況

全産業死亡者数 24 人のうち、建設業の死亡者数は 15 人であり、事故の型は「墜落、転落」「飛来、落下」「はさまれ、巻き込まれ」「火災」「交通事故」となっている。

その年齢構成は、20 歳代が 3 人、30 歳代が 2 人、40 歳代が 1 人、50 歳代が 1 人、60 歳代が 4 人、70 歳代が 3 人、80 歳代が 1 人となっている。

【主な死亡災害事例】

| 発生月 | 業種 (事故の型) | 職種・年齢・ 経験 | 発生状況の概要 |
|-----|-------------------------|-----------------------------------|---|
| 1 月 | その他の建設業 (墜落、転落) | 作業員・技能者 70 歳代 20 年以上 30 年未満 | トラックの荷台から機器を降ろす作業の際、テールゲートリフターに機器を載せて位置の調整をしていたところ、被災者が機器とともにテールゲートリフターから墜落し機器の下敷きとなったもの。 |
| | その他の建設業 (はさまれ、巻き込まれ) | 機械修理工 20 歳代 1 年以上 5 年未満 | アスファルト合材を製造するプラントの定期メンテナンスを受託した業者の社長及び労働者 1 名が、ミキサー内で消耗したミキサーの羽根等を交換していたところ、発注者の労働者が、当該ミキサーを含むプラントの電源を誤って入れてしまい、ミキサー内で作業を行っていた社長と労働者が挟まれ、ともに死亡したもの。 |
| | 建築工事業 (墜落、転落) | 大工 70 歳代 30 年以上 | マンション建設現場 1 階において、一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が、脚立の横で倒れていたもの。 |
| | 建築工事業 (墜落、転落) | とび工 30 歳代 | 足場解体作業に伴い、足場の 10 層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。 |

| | | | |
|-----|--------------------|-------------------------------|---|
| | | 10 年以上 20 年未満 | |
| 2 月 | 建築工事業 (墜落、転落) | 土工 60 歳代 30 年以上 | 戸建の工事において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ 1.1 メートルの段上から転落し死亡したものの。 |
| | 土木工事業 (火災) | 土工 80 歳代 30 年以上 | 溶接場において、ガス溶接によりアースドリルの補強に用いる鉄材を溶断しようとしたところ、ガス溶接の炎が着衣に接触し、胸部以下の火傷を負って死亡したものの。 |
| | 建築工事業 (墜落、転落) | 解体工 20 歳代 1 年以上 5 年未満 | 2 階屋上を歩いていたところ、天窓を踏み抜き墜落したものの。 |
| 3 月 | その他の建設業 (墜落、転落) | 設備機械工 20 歳代 1 年以上 5 年未満 | 建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上を台車資材を移動中に高さ 19m から墜落したものの。 |
| | 建築工事業 (墜落、転落) | とび工 60 歳代 30 年以上 | 共同住宅新築工事において、抱き足場の組立て作業中であつた作業員が、地上で倒れている状態で発見されたもの。被災者は、直前まで高さ約 6.8 メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものと推定される。 |
| | 建築工事業 (墜落、転落) | とび工 40 歳代 20 年以上 30 年未満 | 工事用ラック式エレベーターのガイドレールの盛替え作業(10 階から 11 階)を行っていた被災者が、搬器とともに 10 階から 1 階へ墜落したものの。 |
| 5 月 | その他の建設業 (飛来、落下) | とび工 50 歳代 20 年以上 30 年未満 | 解体工事のエレベーター昇降路内にて、地下 2 階と地下 1 階の間の鉄骨上で足場組、段取りのため、地下 2 階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤーを外し、エレ |

| | | | |
|----|-----------------------|---------------------------|--|
| | | | ベーターが1 m程落下した。その後、昇降路頂部からワイヤーと部品が落下し被災者を巻き込みエレベーターの上に落下し左腕を切断し死亡したもの。 |
| | 建築工事業 (はさまれ、巻き込まれ) | 土工 60歳代 30年以上 | 公共施設庁舎改築工事現場において、被災者が現場内の掘削残土に混入するゴミを手で取り除く作業を行っていたところ、同残土の搬出作業を行っていた別事業場の労働者が運転するドラグショベルのバケットに接触し、死亡したもの。 |
| | その他の建設業 (交通事故) | 設備機械工 60歳代 1年以上5年未満 | プラント設備工事の作業を終え、トラックに乗車し所属事業場に戻る途中、高速道路の出口付近で、2車線の右出口側に渋滞で並んでいたトレーラーに追突し、追突の衝撃で道路へ投げ出され死亡したもの。 |
| 6月 | その他の建設業 (墜落、転落) | 電工 70歳代 30年以上 | 住宅の屋根に上り、ケーブルテレビ用の引込み線を束ねる作業を行っていたところ、地上に墜落したもの。 |
| | 建築工事業 (飛来、落下) | とび工 30歳代 10年以上20年未満 | ビルの解体工事現場において、西面外壁の窓に固定されていた外部足場の壁つなぎを建物内側から取り外そうとしたところ、西面外壁の一部が被災者側に崩落し、外壁に胸部が挟まれたもの。 |

2 死傷災害発生状況

建設業の死傷者数は前年同期と比較し 31.1%増加し、そのうち墜落・転落災害は前年同期より 1.6%増加とほぼ同水準であるものの、依然として建設業の死傷災害の 21.8%を占めている。

墜落・転落災害は、足場等からの墜落のみならず、脚立使用時及びトラック等の荷台からの墜落など、比較的低所からの墜落災害も多く発生している。

【死傷災害発生状況】

カッコ内は前年同期比の増減率

| 災害合計 | 墜落・転落 | 転倒 | はさまれ、巻き込まれ | 飛来・落下 | 切れ・こすれ | その他 |
|---------|--------|---------|------------|----------|---------|---------|
| 577 人 | 126 人 | 55 人 | 52 人 | 25 人 | 31 人 | 288 人 |
| (31.1%) | (1.6%) | (19.6%) | (8.3%) | (-19.4%) | (-6.5%) | (77.8%) |

《起因物内訳》

足場等の仮設物、建築物、構築物：58 人、脚立等の用具・装置：48 人、その他（トラック、高所作業車、建設機械等含む）：20 人

3 月毎の災害発生推移

